

公益社団法人日本重症心身障害福祉協会認定重症心身障害看護師制度細則

第1章 総則

第1条 日本重症心身障害福祉協会認定重症心身障害看護師制度規則（以下「規則」という）に定めるもののほか、施行に必要な事項については、この細則の規定に従うものとする。

第2章 重症心身障害看護専門研修委員会

第2条 重症心身障害看護専門研修委員会（以下「看護専門研修委員会」という）は、7名以上の委員をもって構成する。

- 2 看護専門研修委員会の委員は、委員長が専門看護師研修部会委員から選任するものとし任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 3 看護専門研修委員会の委員長は、理事会の承認を受けて理事長が指名した専門看護研修部会長があたるものとする。
- 4 副委員長は委員の互選によって選任する。

第3条 看護専門研修委員会は、規則第6条に基づき、重症心身障害看護師制度の実施や改善のための検討を行う。その役割には、重症心身障害看護師教育機関の認定及びその教育内容の審査を含む。

第4条 看護専門研修委員会は、構成員の3分の2以上の出席をもって成立する。

- 2 議決は、出席者の過半数によって行う。

第5条 看護専門研修委員会の委員長は、議事録を作成し保管する

第3章 教育機関

第1節 教育機関の認定

第6条 規則第8条に規定する教育機関の認定の要件は次の各号に掲げるものとする。

- (1) 教育目的
- (2) 教育課程（カリキュラム及び教育期間）
- (3) 受講要件及び修了要件
- (4) 講師
- (5) 教育施設及び実習施設
- (6) 教育課程の運営

第7条 重症心身障害看護師教育機関の認定を受けようとする機関は、定められた認定申請書を看護専門研修委員会に提出しなければならない。

2 重症心身障害看護師教育機関を廃止する場合には、廃止届を看護専門研修委員会に提出しなければならない。

第8条 看護専門研修委員会の委員長は、重症心身障害看護師の教育機関として認定した教育機関を本協会に報告する。

2 廃止届を受理した場合には、遅滞なく本協会に報告する。

第2節 重症心身障害看護師研修受講の申請

第9条 重症心身障害看護師研修の受講を希望する者は（以下「出願者」とする）は、次に定める者であること。

- (1) 看護師の資格取得後、原則として通算5年以上の実務経験を有すること。
そのうち通算3年以上は重症心身障害看護領域の実務経験を有すること。
- (2) 重症心身障害看護師研修受講後も継続して重症心身障害看護に従事する意欲が高いこと。また、各職場で他職員に対し指導的役割を果たす見込みがあること。
- (3) 勤務先の施設長の推薦があること。

第10条 出願者は、次の各号に定める書類を認定された教育機関に提出し、受講審査を受けるものとする。

- (1) 重症心身障害看護師研修受講申込書
- (2) 勤務先の施設長の推薦書

第3節 受講資格審査

第11条 細則6条の規定による教育機関は、受講資格審査を行い、重症心身障害看護師研修の実施に関する各教育機関で定める。

第12条 受講者は所定期間内に必要単位を取得するものとする。

2 取得単位科目は、所定期間以上経過した場合、無効とする。やむを得ない理由がある場合は、別に定める単位取得期間延長申請書を提出し、承認を得、3年以内に単位を取得するものとする。

第4章 重症心身障害看護師の認定

第1節 重症心身障害看護師を認定する審査会

第13条 認定審査会は、5名以上の委員をもって構成する。看護専門研修委員会委員は、

審査会委員を兼務することができる。

- 2 審査委員の構成は、(別表1)に示す重症心身障害看護の専門家を含めなければならない。
- 3 審査委員の任期は2年とし、再任を妨げない。
- 4 審査委員会の委員長は、看護専門研修委員会の承認を受けて看護専門研修委員会委員長が任命する。
- 5 審査委員は、審査委員会の委員長が選任する。
- 6 副委員長は委員の互選によって選任する。

第14条 審査委員会は、構成員の3分の2以上の出席をもって成立する。

第15条 議決は、出席者の過半数によって行う。

第16条 認定審査会の委員長は、議事録を作成し保管する。

第2節 認定の申請

第17条 申請者は、次の各号に定める申請書類を本協会が定める審査料(別表3)とともに、本協会認定審査会に提出しなければならない。

- (1) 重症心身障害看護師認定審査申請書
 - (2) 履歴書
 - (3) 看護師の免許証の写し
 - (4) 重症心身障害看護師教育機関が発行する教育課程修了証の写し
 - (5) 研究論文・課題レポート
- 2 既納の審査料はいかなる理由があっても返還しない。

第3節 重症心身障害看護師の審査及び認定

第18条 認定審査会は、規則第14条の規定により重症心身障害看護師認定審査の申請者に対し、申請内容の審査を行う。審査委員には審査に係る審査料等謝金(別表2)を支払うものとする。

- 2 研究論文及び課題レポートの得点及び合格基準は、請求のあった個人に開示する。
- 3 公表及び開示の方法は、看護専門研修委員会が別に定める。

第19条 審査委員会は、審査結果をもとに審議を行い、認定合格者を理事会に報告する。

第5章 重症心身障害看護師の認定の更新

第20条 規則第18条の規定により、認定の更新を受けようとする者（以下「認定更新申請者」という）は、認定取得後5年間で次の各号のすべてを満たしていなければならない。

- (1) 継続して重症心身障害看護に従事していること。
- (2) 看護専門研修委員会で認めた学会及び研修会等への参加や発表、または研修講師等自己研鑽の実績が規定の内容で、30ポイントに達していること。

第21条 認定更新申請者は、次の各号に定める申請書類を理事会が定める審査料(別表3)とともに、本協会認定審査会に提出しなければならない。

- (1) 重症心身障害看護師認定更新申請書
 - (2) 履歴書
 - (3) 勤務先の施設長の推薦書
 - (4) 認定証取得後5年間の活動報告書
 - (5) 認定証取得後5年間の自己研鑽の実績報告書
- 2 既納の審査料は、いかなる理由があっても返還しない。
 - 3 認定更新の申請期間については、審査委員会が別に定める。

第22条 規則第18条の規定にかかわらず、病気その他やむを得ない理由があると審査委員会が認めた者については、同条に規定する期間を延長することができる。

第6章 細則の変更

第23条 この細則については、看護専門研修委員会の議決を経て理事長の承認により変更することができる。

附則

- 1 この細則は平成 25 年 4 月 1 日から施行する。なお、この細則は公益社団法人日本重症心身障害福祉協会の登記の日に「社団法人日本重症児福祉協会を公益社団法人日本重症心身障害福祉協会」と書き換える。
- 2 この細則の発効前において「社団法人日本重症児福祉協会認定重症心身障害認定看護師」として登録されている者は、「公益社団法人日本重症心身障害福祉協会認定重症心身障害看護師」と名称変更した上で、そのまま認定される。

附則

(令和 4 年 10 月 19 日一部改正)

この細則は、令和 4 年 10 月 20 日から施行する。

(別表 1)

認定審査会委員は次の一つの要件に該当する者とする

- | |
|------------------------------|
| 1. 重症心身障害看護・研究に関する学識経験を有している |
| 2. 重症心身障害看護の臨床に十分な経験を有している |
| 3. 重症心身障害看護の教育経験を十分有している |

(別表 2)

認定審査会審査料等謝金

審査料	協会内部審査委員	1 日	10,000 円
	協会外部審査委員	1 日	50,000 円
査読料	1 レポート		1,000 円

(別表 3)

認定審査料

認定審査料	15,000 円
認定更新 (5 年) 料	13,000 円